

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「とちぎ青少年プラン2026～2030（素案）」に対する意見募集を行った結果、1団体から1件の御意見を頂きました。貴重な御意見をありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
<p>施策の柱Ⅲ-2-(2) 「ネットいじめや犯罪、トラブルなどから生徒を守るため、県立学校に関する有害サイトの監視・削除を行う取組を推進します。」について</p>	<p>「有害サイト」の定義が不明確であり、正当な表現までが対象となるおそれがある。定義が曖昧なまま行政による監視・削除依頼が行われることは、表現の自由や青少年の知る権利に萎縮効果を生じさせかねない。</p> <p>そのため、「有害サイト」の表記を削除し、インターネット上の「違法情報」「重要犯罪密接関連情報や自殺誘引等情報等の有害情報」等、法令上整理可能な情報類型に対象を限定して明確化するとともに、削除依頼の基準や手続の透明化、第三者による検証体制を明記すべきであると意見する。</p> <p>特に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では「青少年有害情報」として定義が行われているので、それに倣った内容とするべきである。</p>	<p>記載の取組は、インターネット上の掲示板やプロフィールサイト等において、生徒等を誹謗中傷する投稿などを監視・削除するものであるため、「有害サイト」を「誹謗中傷の投稿など」に修正します。</p>